

『広報さくほ』 台風 19 号災害関係 第 17 号

令和元年 11 月 1 日 (金)

11 月 1 日 17 時現在の台風 19 号関連情報をお知らせします。

1 被害状況等

(1) 道路の状況

- 国道 141 号、ラーチ入口からファミリードラッグまでの間は片側通行です。規制信号に従ってください。
- 国道 299 号、古谷ダムから十石峠側は通行止です。麦草峠から茅野市側は通行可能です。
- 中部横断自動車道、主要地方道川上佐久線も通行可能です。
- 余地、大日向の集落内道路は、大型土のうを敷設し仮復旧工事を進めています。大日向 4 区宮社橋、大日向 3 区平川原 1 号橋、畑ケ中の梅田橋は通行できるようになりました。
- 県道下仁田佐久線、余地集落内通行止区間については、10月31日午後4時から一車線片側通行が可能となりました。余地ダム公園手前まで通行可能です。なお、迂回路も利用可能です。
- 林道は、13 路線 45 か所に被害が確認されました。さらに大日向曲久保線、十山線において多数の崩落箇所等が確認されました。
- 町内から群馬県に向かう国道 299 号、林道大上線の 2 路線はいずれも不通です。国道 254 号 (内山峠)、国道 18 号 (碓氷峠) バイパスなどを迂回する必要があります。

(2) 停電状況

- 停電地域はありません。

(3) 断水状況

- 被災地区の断水は全て復旧しました。(11 月 1 日、16:00 現在)
復旧により、佐久水道企業団による給水タンク設置、かさなり団地入口、余地入口信号付近、国道 299 号山口自動車钣金入口付近の給水栓設置と給水車巡回は全て終了しました。
- 役場佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館での 24 時間給水は継続しています。

(4) 家屋被害の状況

- 床上浸水49戸 床下浸水58戸 その他不明 ※65戸 (27日午後1時現在)
※小屋、カーポート等含む。
現在、全壊、半壊等の件数表示をしていませんが、罹災証明のランクによって件数を公表していく予定です。
- 「床下浸水」の被害を受けた方は、できる限り乾燥させるよう努めてください。その上で臭い等が気になる場合は、住民税務課生活環境係 (Tel : 86-2552) にご相談下さい。

2 佐久穂町が災害対応で提供しているサービスの一覧

(1) 避難所の開設状況

- 現在、「茂来館」を緊急避難所として指定しています。開館時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までです。午後 9 時までは、館内シャワールームも使用できます。

(2) 携帯電話等の充電可能場所の開設状況

- 停電は解消しましたが、佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館、社協ふれあい・こまどり、南佐久環境衛生組合で引き続き充電サービスを行っています。

(3) 仮設トイレの設置

- 大日向1区生活改善センター、大日向5区下川原橋付近に仮設トイレを設置しています。

(4) 入浴サービスの状況

- 八千穂高原区の八千穂山荘では、引き続き終日入浴利用と洗濯機利用をさせていただきます。また希望者には、一泊のみ無料でご宿泊いただけます。
- 佐久リゾートゴルフ倶楽部（午前11時30分～午後4時）、八峰の湯・滝見の湯（午前10時～午後9時）については、大日向3・4区、かさなり区にお住まいで水道水圧が不十分な皆様に、引き続きご利用いただけます。従来のとおり役場佐久庁舎会計室で配布する無料券をお持ちください。
- 灯明の湯、川上村ヘルシーパークかわかみの入浴サービスは終了しました。
- 茂来館で行われていた、自衛隊による入浴サービスは終了しました。

(5) 災害ごみの収集場所

- 南佐久環境衛生組合駐車場で受付けています。11月4日（月）までは、午後1時から午後4時まで受付けます。
- 11月5日（火）から7日（木）までは、収集受付をお休みします。
- 11月8日（金）から受付を再開しますが、持ち込みについては事前受付とさせていただきます。あらかじめ住民税務課生活環境係（TEL：86-2525・86-2552）までご連絡のうえ、持ち込むようお願いいたします。
- 回収できるものは流木、家電、たたみ、布団、家具などの「災害ごみ」のみです。生ごみ、燃料の入っているものなどは回収できません。土砂の捨て場は役場までお問合せください。

(6) 災害ボランティアの募集について

- 南佐久郡町村会・佐久穂町社会福祉協議会で開設している災害ボランティアセンターでは、11月2日（土）まで、午前9時から午前9時30分までボランティアの受付をします。場所は佐久穂町社会福祉協議会（TEL：86-4273）です。
- 11月3日（日）から8日（金）までは、派遣先のサービス必要量の調査を行うため、受入れはお休みし、9日（土）・10日（日）は再開します。

(7) 災害支援寄附等について

- 佐久穂町台風19号災害義援金について
被災された町民への義援金受入を行っています。専用口座での受入を10月25日（金）から始めています。八十二銀行本支店窓口及び個人向けインターネットバンキングからの振込手数料は無料です。振込依頼書又は通帳の写しで、寄附控除を受けるための添付資料とすることができます。

金融機関 : 八十二銀行（ハチジュウニギンコウ）
佐久町支店（サクマチシテン）
口座名義 : 佐久穂町台風19号災害義援金
（サクホマチタイフウジュウキウゴウサイガイギエンキン）
口座番号 : 普通 338863

現金で納入をされる方は、役場会計室（0267-86-2559（直））にお問い合わせください。

「受領書」が不要な方については、募金箱を「役場佐久庁舎・八千穂庁舎」「社協ふれあい・こまどり支所」「茂来館事務所」「農産物直売所まちの駅」に設置しますのでご利用ください。

- 寄附金（支援金）について

インターネットの「ふるさとチョイス」から、ふるさと納税での寄附を受け付けています。画面指示に従ってご入力いただくと、クレジットカード払いか口座振込により寄附ができます。

口座情報は、ふるさとチョイスのお手続き後にこちらからご連絡いたします。

こちらも、通常のふるさと納税と同じく税控除の対象です。

(8) インフルエンザ予防接種費用の減免について

- 台風 19 号に被災され、かつ一定の条件を満たす方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の減免をします。詳しくは、健康福祉課（TEL：86-2528・86-2525）にお問い合わせください。

【対象者】罹災証明書又は被災届出証明書をお持ちの方で、以下の①②のいずれかに該当する者

① 昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた者（65 歳以上）

ただし、60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方も対象となります。

② 中学生、小学生、乳幼児、妊婦

(9) 台風 19 号被災住宅に係る住宅相談について

- 長野県では、被災住宅の修繕方法や融資制度など、住宅に関する相談会を開催します。町でも、あわせて災害救助法による住宅の応急修繕や被災者生活再建制度に関する相談会を同時開催します。

期日は 11 月 6 日から 11 月 8 日までの 3 日間、時間は午前 9 時から午後 5 時までで、場所は茂来館です。詳しくは、健康福祉課（TEL：86-2528・86-2525）までお問い合わせください。

(10) こころとからだの健康相談について

- 被災によって、不安や悲しみ、無力感にとらわれたり、不眠や食欲不振、異常な疲れなどに悩んでおられる方を対象に、保健師等によるこころとからだの健康相談を実施しています。相談は面談又は電話により行います。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。64 歳以下の方は、健康づくり係（86-2525）、65 歳以上の方は、包括支援センター（86-1550）までご連絡ください。

(11) 南佐久環境衛生組合下水道使用料の減免について

- 以下に該当する被災者の方については、下水道使用料の減免を行いますので、南佐久環境衛生組合公共下水道事務所（TEL：86-7710）までお問い合わせください。

① 下水排水設備が設置されている住宅等で、全壊又は半壊の被害を受けた方

② 床上・床下浸水の被害を受けた方で、清掃に水を利用したことが写真等で確認できる方

③ 転居を余儀なくされた方

3 佐久穂町の通常サービスの状況について

(1) ゴミの収集について

- ごみ収集を通常どおり再開しました。
一の淵、大日向 3 区では、一部のごみステーションが使用できません。お近くのステーションをご利用ください。

(2) 佐久穂小中学校について

- 通常どおり開校しています。
- 大日向地区についてはスクールバス路線を変更します。バス停は学校からの指示に従ってください。余地地区は通常どおりの運行とします。

(3) 保育園について

- 町立保育園（栄、海瀬、八千穂）は通常通り開園しています。

- 断水等で、主食（ご飯）の用意ができないご家庭は、当日園長にお伝えください。保育園で用意します。
- (4) こどもセンターについて
- こどもセンターは、通常どおり開設しています。
- (5) 役場の住民票、各種戸籍、税金、福祉サービスなどの窓口対応
- 通常どおりです。
- (6) げんでる号
- 通常どおり運行しています。大日向は299号バイパスを通行し大日向1区生活改善センターまでの運行となります。
 - 余地地区は、通常どおり運行します。
- (7) 罹災証明書の発行について
- 罹災証明の受付を行っています。被害状況を写真に収めていただくと、手続きがスムーズになります。メジャーなどを適宜使用し、全体、個別の被害状況がよくわかるように撮影してください。
 - 罹災証明書の発行を、11月5日から役場佐久庁舎住民税務課窓口で開始します。詳しい内容は、住民税務課（TEL：0267-86-2526）までお問い合わせください。
 - 事業者の皆様も社屋等が被災した場合は、罹災証明書を取得してください。任意保険や災害関連融資等の利用の際に必要な可能性があります。設備等が被災した場合は写真も撮っていただきますようお願いします。
- (8) 医療機関の受診特例
- 被災により家屋が全半壊又は床上浸水した方については、来年2月1日まで医療機関でその旨を申し出ること、保険証及び自己負担金（現金）なしで受診できます。

4 注意喚起情報

- (1) 犯罪防止について
- 被災地において警察や消防団などの公的機関の職員をかたる不審者情報や、災害に便乗した詐欺、悪質商法と思われる不審電話が報告されていますので十分注意してください。
 - なお、警察官が被災地を巡回パトロールしています。

5 行事中止情報

- 11月2～4日 第15回佐久穂町文化祭
- 11月16日 第30回スマイルボウリング大会

6 その他

- 自衛隊活動について
入浴サービス従事隊員の皆さんが本日帰営され、自衛隊の活動は全て終了しました。
- 岐阜県庁職員派遣について
被災地に対する総括支援、対口支援のため、岐阜県庁から当町に派遣されている職員の皆さんは、11月5日までご活動いただきます。